

政治団体の手引き

(政治資金規正法・政党助成法・公職選挙法)

令和5年1月

長崎県選挙管理委員会

目 次

I	政治資金規正法の意義	
1	政治資金を規正する目的	1
2	政治資金を規正する方法	1
II	政治団体の種類	
1	政治団体	1
(1)	政党	2
(2)	政党の支部	2
(3)	政治団体とみなされるもの	2
(4)	政治団体の支部	2
2	資金管理団体	3
(1)	資金管理団体の指定	3
(2)	資金管理団体の特例	3
3	国会議員関係政治団体	4
(1)	国会議員関係政治団体の届出	4
(2)	国会議員関係政治団体の特例	4
III	政治団体の設立・異動・解散	
1	届出先及び方法	6
2	届出の種類	6
(1)	政治団体設立届	6
(2)	資金管理団体指定届	6
(3)	届出事項の異動届	6
(4)	資金管理団体届出事項の異動届	7
(5)	政治団体解散届	7
(6)	資金管理団体指定取消届及び資金管理団体でなくなった旨の届	7
◎	政治団体の設立・異動・解散等の届出（一覧表）	8
IV	政治団体の会計・経理及び収支報告書	
1	会計・経理	9
(1)	会計帳簿の備付け及び記載、領収書等の徴収	9
(2)	会計責任者に対する明細書の提出	9
(3)	会計帳簿等の保存	9
(4)	政治資金の運用の規制	9
2	収支報告書	9
(1)	収支報告書の提出	9
(2)	要旨の公表	10
(3)	保存及び閲覧等	10
(4)	政党助成法に基づく政党の支部の支部報告書の提出等	10
◎	収支報告書の提出（一覧表）	11

V	寄附に関する制限	
1	政治資金規正法による制限	12
	(1) 会社等の寄附禁止	12
	(2) 政治家個人に対する寄附禁止	12
	(3) 寄附の量的制限	13
	◎ 寄附の量的制限、会社・労組等の規模別寄附総枠（一覧表）	14
	◎ 政党・政治団体、政治家個人、政治団体間の政治資金の流れについて（図）	15
	(4) 寄附の質的制限	16
	(5) 寄附のあっせんに関する制限	17
	(6) 公務員等の地位利用による関与等の制限	17
2	公職選挙法による制限	17
	(1) 請負等の当事者の寄附の禁止	17
	(2) 公職の候補者等の寄附の禁止	18
	(3) 後援団体に関する寄附の禁止	18
	(4) 公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止	19
	(5) 候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止	19
VI	罰則等	
1	政治資金規正法の主な罰則	20
2	公民権の停止	20
VII	政治資金と税金	
1	個人の寄附に対する税の優遇措置	21
	(1) 優遇措置の内容	21
	(2) 優遇措置の要件	21
	(3) 適用除外	22
2	法人等の寄附に対する税の優遇措置	22
◎	寄附金控除の手続きの流れ	23
3	政治団体に対する課税	24
4	政治家個人に対する課税	24
VIII	政治資金パーティー	
1	政治資金パーティーの対価の支払いに関する制限	25
	(1) 量的制限（個別制限）	25
	(2) 告知義務	25
	(3) 匿名による支払の禁止	25
	(4) 威迫等によるあっせんの禁止	26
	(5) 公務員等の地位利用による関与等の禁止	26
IX	後援団体等の政治活動に関する文書図面の規制	27
	各種届出の記載例	
	政治団体設立届	29
	規約見本	30
	政党の状況に関する届	31

支部証明書	32
国会議員関係政治団体に該当する旨の通知	33
被推薦書	34
届出事項の異動届	35
国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知	36
政治団体解散届	37
資金管理団体指定届	38
資金管理団体届出事項の異動届	39
資金管理団体指定取消届	40
資金管理団体でなくなった旨の届	41
収支報告書（会計帳簿）	
収入・支出項目の分類基準表	43
会計帳簿（収入簿・支出簿・運用簿）	44
会計帳簿記載要領	49
収支報告書記載例	55
領収書等を徴し難かった支出の明細書	78
振込明細書に係る支出目的書	79
寄附金（税額）控除のための書類記載例	80
収支報告書記載要領	81
各種様式集	93